

群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、群馬県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した群馬県地域医療介護総合確保計画（以下「総合確保計画」という。）に基づき、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、居宅等における医療の提供、医療従事者の確保及び勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を図ることを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、総合確保計画に基づき、別表1の第4欄に定める者（以下「基金事業者」という。）が実施する同表の第1欄に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を交付の対象とする。

- 2 前項の基金事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 補助金の対象経費は、別表1の第1欄に掲げる基金事業の区分ごとに、同表の第3欄に定めるとおりとする。ただし、原則として次の各号に掲げる費用を除くものとする。
 - 一 土地の取得又は整地に要する費用
 - 二 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - 三 工事に伴う事務に要する費用
 - 四 既存建物の買収に要する費用
 - 五 その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 別表1の第1欄に掲げる基金事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業を除く。）に係る交付額は、次の各号に定める額のうち最も少ない額とする。

- 一 基金事業の区分ごとに、当該事業の総事業費（総事業費が確定していない場合は総事業費の見込額。以下同じ。）から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額

に、同表の第5欄に定める補助率（以下「補助率」という。）を乗じ、その額に、同表の第3欄に定める対象経費の総額（支出額が確定していない場合は見込額。以下同じ。）に対する交付年度に支出した額の割合（以下「進捗率」という。ただし、受講費補助で複数の年度にわたる事業については、受講期間の割合で進捗率を求めることができるものとする。）を乗じて得た額

二 基金事業の区分ごとに、別表1の第2欄に定める基準額（以下「基準額」という。）に、補助率を乗じ、進捗率を乗じて得た額

三 基金事業の区分ごとに、別表1の第3欄に定める対象経費の支出額の総額に補助率を乗じ、進捗率を乗じて得た額

2 複数の年度にわたる基金事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業を除く。）の最終年度の補助金の交付額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額のうち最も少ない額から、基金事業の最終年度以前に交付した補助金の合計を差し引いた額とする。

一 当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額

二 基準額に補助率を乗じて得た額

三 対象経費の支出額の総額に補助率を乗じて得た額

3 別表1の第1欄に掲げる基金事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業に限る。）に係る交付額は、別表1の第3欄に定める対象経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額と基準額とを比較して少ない方の額とする。

4 前三項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 基金事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

二 基金事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

三 基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

四 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

五 前号の承認に当たり、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

七 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

八 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

ア 基金事業者が地方公共団体の場合

基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1号を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

イ 基金事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

九 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

十 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

十一 補助事業の遂行において第3条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

2 知事は、基金事業を行う者が交付決定に付された条件に違反した場合には、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。

3 この基金事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

4 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

5 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第2号）をあらかじめ提出するものとする。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、別記様式第3号による申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記様式第3号の2による変更交付申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（遂行状況報告）

第7条 基金事業のうち施設整備に係る事業については、この補助金の事業遂行状況を別記様式第4号により、当該年度の12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

（概算払請求）

第8条 基金事業者は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第5号の概算払請求書1部を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 基金事業の事業実績の報告は、事業完了後10日以内（第5条第1項第2号により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から10日以内）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

2 基金事業が交付決定に係る年度の翌年度以降まで継続するときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の終了後最初の4月10日までに、別記様式第7号による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めたときは、当該基金事業に係る補助金の額を確定し、通知しなければならない。

2 前項による補助金の額の確定は、第5条の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第12条 基金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第8号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、知事は、基金事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行し、平成26年度に開始した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成２７年１２月１５日から施行し、平成２７年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２８年１０月１２日から施行し、平成２８年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２９年１０月１１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和３年７月１５日から施行し、令和３年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、令和３年９月３日から施行し、令和３年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、令和４年８月１７日から施行し、令和４年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、令和５年８月２３日から施行し、令和５年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、令和６年９月５日から施行し、令和６年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、令和７年９月１７日から施行し、令和７年度の事業から適用する。

15	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業	別紙１のとおり	別紙１のとおり	別紙１のとおり	別紙１のとおり
16	アドバンス助産師支援事業	１人あたり×120千円 (従前に補助したものを含む)	アドバンス助産師の養成に係る次の経費 (日本助産評価機構の認証する「助産実践能力習熟段階レベルⅢ」の新規申請に係る申請料、必須研修受講料、指定学会集会費用)	病院、助産所、診療所、医療関係団体	1/2
17	周産期医療体制整備事業	群馬県知事が必要と認めた額	周産期緊急搬送補助システムの導入、保守及び普及に要する次の経費 (事務費、委託料、備品購入費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費)	群馬大学医学部附属病院	10/10
18	小児救急医療支援事業	群馬県知事が必要と認めた額	小児医療機関オンライン支援システムの導入、保守及び普及に要する次の経費 (事務費、委託料、備品購入費、その他事務の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費)	群馬大学医学部附属病院	10/10

別紙 1（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業）

I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

1 基準額

医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。3（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

2 対象経費

医師の労働時間短縮に向けた取組として、3（2）③における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

（対象経費の例）

区分	補助内容	例
資産形成経費	ICT等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムやAI問診システム、カルテの自動音声入力システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
その他経費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修の受講料
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の導入経費
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職に係る人件費

3 基金事業者

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める（1）に掲げる医療機関であって（2）の交付要件を満たすもの。ただし、診療報酬により

地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関とする。

- ①救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1000 件以上 2000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ②救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
イ へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 6 事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
※ ①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している 4 月から 3 月までの 1 年間における実績とする。

(2) 交付要件

次の①～④のいずれをも満たすこと。

- ①勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ②年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
- ③医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては G-M I S に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
※ 実際に労働時間が短縮していることを毎年、本補助金の実績報告時に確認すること。
- ④「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

4 補助率

- (1) 資産形成経費：3 分の 2 ただし、ICT 等に係るもの以外は、2 分の 1
- (2) その他経費：10 分の 10 ただし、人件費への補助は 2 分の 1